

食品添加物事業関係者と食品安全委員会委員との懇談会

1. 日 時： 平成15年9月25日(木) 16:00～17:45

2. 場 所： 食品安全委員会委員会室

3. 出席者： (社名 50音順、敬称略)

- ・味の素株式会社調味料・食品加工-食品統括部
品質保証グループ長 富松 徹
- ・協和発酵工業株式会社食品品質保証部主査 村田義文
- ・三栄源I7・I7・AI株式会社常務取締役 中村幹雄
- ・ジェイティーフーズ株式会社常務執行役員 坂本 正
- ・株式会社タイショーテクノス研究所長 宮野信雄
- ・高砂香料工業株式会社総合研究所
アロマインス&テクノロジー-研究所長 所 一彦
- ・武田キリン食品株式会社営業本部営業技術部長 古本重廣
- ・理研ビタミン株式会社品質保証部長 松本正治
- ・日本食品添加物協会専務理事 福江紀彦
- ・日本食品添加物協会常務理事 竹本 平
- ・日本食品添加物協会常務理事 鈴木宏侑
- ・長谷川香料株式会社品質保証部副部長
(日本香料工業会 食品香料委員会) 岡村弘之

< 食品安全委員会委員 >

寺田委員長、寺尾委員長代理、小泉委員、見上委員
坂本委員、本間委員

< 食品安全委員会事務局 >

梅津事務局長、一色事務局次長、藤本勧告広報課長、
西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

4. 議 事(司会：西郷リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 出席者紹介
- (4) 意見交換

5. 主な発言(: 食品添加物事業関係者側発言、 : 委員及び事務局側発言)

(リスクに対する消費者の反応等)

食品に関してはリスクの程度以上に過剰反応があり、そのことが消費者のリスクに対する感性を麻痺させているのではないだろうか。企業も商品の回収をすることになり、膨大な食材の廃棄をすることになる。一口にリスクと言っても程度があるので、

中立的な科学的権威のある食品安全委員会が、そのリスクの程度を生産者を含め消費者に対して教育してほしい。

無添加を売りにしている商品が売れるのは、消費者の添加物に関する不安が背景にある。消費者の不安を反映して、例えば保存料としての用途表示が不要な他の添加物に代替されることは必ずしもよいことではない。代替されることによって却って添加量が増えることもある。添加物に対する消費者の漠然とした不安を取り除くことが必要である。

消費者は、総じて、食品添加物、加工食品、表示等の食に関する知識が十分でないと思われるが、その主な原因は、小・中・高等学校での食に関する教育が十分でないことに加え、添加物を悪いものと決めつけるなど、教材の内容が不正確なことにもあるのではないだろうか。

(食品規格基準のハーモナイゼーション)

J E C F Aで安全評価が済んでいる添加物は約460品目(グループ評価された香料は除く)あるのに対し、日本で認可されている添加物は約800品目。そのうち重複しているものは約300品目にすぎない。日本と海外との整合性が図られているとはいえない状況であり、各国の規制をを国際基準に合わせることも重要である。

国際的に安全性が評価されているにもかかわらず、国内で指定外となっている添加物については、早急に安全性評価を行うこととなっている。これらの取組みのスピードアップが重要であり、海外のデータを有効活用して前向きに安全性の評価をしてほしい。

香料は、添加量がごく微量であること、品目数が大変に多いなどの点で他の添加物と違いがあり、その多くは食品在中成分であるので、J E C F Aでは香料独自の評価システムが設けられている。一方、香料については、技術ノウハウとの関係から、どのようにどこまで情報の開示が可能かという問題がある。

日本国内で流通している添加物は、日本国内で定められた規格基準を遵守することになるが、海外から日本に輸入される食品の場合は、添加物が使用を認められているものであれば日本の検疫を通過し、日本国内で流通が可能になっているという現状がある。

国境を越えれば、違法な添加物も合法になってしまうという状況は解決すべき問題
添加物や農薬については品目がたくさんあるため、それらの安全性評価をどうスピードアップして行い、グローバル化に対応していくかは、評価担当者の問題意識としては持っている。

食品の規格基準設定の国際的なハーモナイゼーションについては、国によって食生活が異なるので、安易なハーモナイゼーションを行うべきではないという考えがあり、国会審議でも指摘されているところ。こうした意見に対して科学的にどのような議論ができるかを検討する余地はある。

40年代後半に「食品添加物の使用は最小限にする」という国会の付帯決議があり、我が国の一つのバックボーンになっていると思われるが、これをどう考えるかも一つの論点である。

食品添加物といっても栄養強化用の添加物から保存用の添加物まで多種多様であり、「添加物」とひとくくりにして議論できない面がある。ハーモナイゼーションについても同様ではないか？優先順位をつけて、議論する必要があるのではないか。

(その他)

薬事法が原則規制という制度であるのに対し、食品衛生法は原則自由という制度であり、原則自由なものに規制をしようとするのは難しさがあるのではないか。

今までの添加物の指定は、厚生労働省へ要請をして、その後、薬事・食品衛生審議会が審議する際に必要となった資料の提出が求められたりするなどのやりとりがあったが、今後食品安全委員会が評価するにあたっても同様に申請者側とコミュニケーションの機会を持ってほしい。

既存添加物（天然添加物）については、各種安全性評価試験が進められているところであるが、そのガイドラインが必要ではないか。